

兵庫県放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業  
業務委託仕様書

1 委託業務の名称

兵庫県放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業業務

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業目的

放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、大学生等を対象としたインターンシップの実施、また、民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進するための説明会・訪問等を実施することで、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

4 事業概要

放課後児童支援員の魅力を発信する各事業を実施し、社会的評価の向上、就労ニーズの掘り起こしを図る。

(1) 放課後児童クラブ職員確保事業（インターンシップ）

大学生や主婦層、求職中など、放課後児童クラブの支援員として従事する可能性がある者が参加できるインターンシップの実施

【事業内容】

- ・職場体験事業（インターンシップ）実施に伴う啓発物の作成・発送、参加者募集、申込の取りまとめ及び、事業所との受入調整等
- ・放課後児童クラブの魅力発信

(2) 民間事業者参入支援事業

放課後児童クラブに未参入の民間事業者の新規参入を促すためのセミナー開催

【事業内容】

- ・参加市町域でセミナー参加企業の募集及びセミナー開催案内送付等

(3) 参加市町

①放課後児童クラブ職員確保事業（インターンシップ）

8市町（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、丹波市、丹波篠山市、洲本市）

②民間事業者参入支援事業

2市（尼崎市、丹波市）

5 業務内容

(1) 放課後児童クラブ職員確保事業（インターンシップ）

①実施期間

令和8年6月から11月まで（インターンシップ受入は7月下旬から11月末まで）

②受入クラブの調整

参加市町と連携のうえ、参加市町域で少なくとも1施設以上で実施すること。

③参加者の募集・マッチング（参加者数：125名）

- ・チラシやSNS、専用ホームページなどで効果的に参加者の募集を行うこと。なお県内の大学や専門学校、ハローワーク、シルバー人材センターへの周知は必須とする。
- ・応募者と受入クラブの調整を行い、1人3日間（1日あたり6時間程度）のインターンを実施すること。なお、インターン現場での立ち合いは原則、不要とする。

- ・参加者にはインターン修了後、アンケートを実施するとともに、就労の意向確認を行うこと。
- ・県において、参加者の事故等に備えるためボランティア活動保険（傷害保険・賠償保険）の加入手続きを行うが、その際に必要な参加者名簿（氏名、生年月日、住所、体験期間等）の作成を行うこと。
- ・事業実施にあたっての問い合わせについて対応等を行うこと。

## （2）放課後児童クラブの魅力発信

チラシや専用ホームページ、SNS などにより、5（1）及び（3）を効果的に進める放課後児童クラブの魅力を発信すること。

なお、クレジット等で「放課後児童クラブ待機児童対策支援実証等事業」を記載すること。

①専用ホームページや専用 LINE サイトなどの作成及び運営（参加者募集を含む）

②効果的な動画の作成及び SNS 配信等で放課後児童クラブの魅力を発信

### 【動画】

- ・ショートドラマや職員インタビュー動画（15～30 秒を 2～3 本程度）の作成

### 【SNS 配信】

- ・配信エリア：県内
- ・配信期間：1 か月
- ・媒体：Instagram、Facebook、LINE、Youtube など
- ・リンク先は、①とすること。
- ・目標インプレッションやセグメント設定等は県と相談の上決定すること。

ただし、費用対効果等を考慮し、上記以外の手法の提案も可能とする。

## （3）民間事業者参入支援事業

### ①実施期間

令和 8 年 9 月から 11 月のうち 1 か月間

### ②セミナー参加企業の募集と参加案内

参加企業の募集にあたり、参加市町域で放課後児童クラブへの参入希望が想定される民間事業者等へ案内を行うこと。

### ③セミナー内容の調整

セミナー開催にあたっては、放課後児童クラブの概要、放課後児童クラブ開設までの流れ、放課後児童クラブに関する法令等、県と協議、確認のうえ内容を決定すること。また、参加市町を踏まえて、下記の県域で偏ることがないように配慮すること。

【県域】 神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、東播磨地域、北播磨地域、中播磨地域、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域

### ④セミナーの運営

民間事業者に対し、放課後児童クラブの業務や手続きを紹介し、放課後児童クラブへの参入に関心が高めるセミナーを開催すること。

なお、オンラインでの実施も可とし開催回数は参加企業の数に応じて設定すること。

## （4）その他

- ・事務に要する経費は委託料に含むほか、委託事業の実施に係る経費の県が直接実施する経費以外の一切の費用を含むものとする。

## 6 業務の遂行について

- (1) 業務の遂行に当たり、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに実施スケジュールを県に提出すること。
- (2) 業務の遂行に当たり、県との打ち合わせを行い、連携を密にすること。

## 7 報告等

- (1) 県は、受託者に対し、委託期間の途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について報告を求め、または実地に調査することができるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の完了後、速やかに業務完了報告書（実績報告書、アンケート集計、動画等のデータなどを含む。）を県に提出するものとする。

### 【実績報告書の主な構成】

- ①事業要旨(分析、考察を含む1～2ページ程度で調査の概要をまとめたもの)
- ②事業目的、事業の実施内容
- ③分析、考察
- ④実績報告書の表紙には、「放課後児童クラブ待機児童対策支援実証等事業」で実施した事業であることを明記すること。

## 8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 本業務の履行に際し、第三者の著作権を有するものを使用することで問題が生じたときには、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 委託業務遂行のために県が提供した資料、データ等は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。
- (5) 受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、本事業を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならないこと。また、事業終了後、取得した個人情報を破棄すること。
- (6) 成果物の著作権は、県に帰属するものとし、県が行う他の媒体などでの活用を妨げないものとする。
- (7) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提出し、協議、了解を得ることとする。また責任者の再委託は認めない。なお、本事業に係る委託事務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託することは禁止する。また、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (8) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。